

感染予防・衛生管理についてお困りごととはご相談ください

施設内の感染予防・衛生管理を均一に

施設の安心・入居者様の安全を守る微酸性電解水

電解生成された次亜塩素酸水は厚生労働省において食品添加物・殺菌料に指定されてます。
「人の健康を損なう恐れがない」（2002年・官報告示第212号）

微酸性電解水（次亜塩素酸水）が感染予防・衛生管理をお手伝い

たとえば

- ・手が荒れてしまう・・・
- ・色々な場所で使いたい・・・



- ・食中毒対策に・・・
- ・希釈作業が大変・・・



水道水感覚で使用でき、いつでもどこでも誰にでも安心安全な衛生管理ができます。

◆施設内で



◆厨房内で



微酸性電解水(次亜塩素酸水)生成装置

ハイジョキン II



【設置例】



- ・いつでも瞬時に安定した酸性電解水を吐水します
- ・ハンドセンサー式なので衛生的に使用できます
- ・残留性が低く塩素臭がほとんど残りません
- ・希釈不要で作業が効率的になります
- ・捨て水不要で環境にやさしい

電解水による衣類の洗浄

ハイジョキン ミスト



入口でシャットアウト！
衣服の洗浄・持ち込まない

- ・加湿器としても使用できます
- ・大風量（130畳用）
- ・細かな設定が可能
（噴霧量調整機能、間欠運転機能等）



※このチラシの内容についてのお問い合わせは・・・

“社会に貢献 Ecoに貢献”

JES 日本エコ・システムズ株式会社

一般社団法人
日本電解水協会 正会員
Japan Electrolyzed Water Association



〒223-0055

神奈川県横浜市港北区綱島上町1-1GSC3-I-913

URL:<http://jes-co.jp>

TEL : 045-542-2855 FAX : 045-542-2856

担当 : 吉野 ☎ : yoshino@jes-co.jp